

最高裁秘書第677号

平成31年2月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成31年1月10日付け（同月15日受付，最高裁秘書第179号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成24年4月26日付け経監法「請求年月日が空欄の請求書等の取扱いについて」と題する文書（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

請求年月日が空欄の請求書等の取扱いについて

(H24.4.26 経監法)

● 事前の依頼

契約の相手方に対する見積書(参考見積りを含む。)、請求書(以下あわせて「請求書等」という。)の提出依頼に当たっては、見積書については作成年月日、請求書については請求年月日(郵送の場合は請求書の発送年月日)の記入を求める。

この際、請求書の提出年月日(発送年月日)は、検査に合格した日以降の日とし、請求年月日(発送年月日)以後に提出(発送)すべきことを併せて伝える。

● 請求年月日が空欄の場合の補正(イメージは別紙参照)

上記依頼にもかかわらず日付が空欄の請求書等が提出された場合は、契約の相手方に補正を求めることになるが、なかでも請求書が郵便提出された場合については、支払遅延防止法との関係で特に疑念が生じやすいと思われるため、次の要領で処理を行うこととする。

1 検査確認完了前に請求書が郵便提出された場合

- (1) 裁判所の受領年月日を明確にするため、受領印を押印する。また、請求書が検査確認前に提出されたことを明らかにするため、受領印付近の余白に「●/● 検査確認前受領」と付記する。
- (2) 契約の相手方に対し、検査確認に合格した後に請求書を再提出するよう即日指示をする。
- (3) 再提出を指示したことを明らかにするため、受領印付近の余白に「●/● 再提出指示」等と付記しておく。
- (4) 検査確認後、契約の相手方に対し検査に合格した旨を通知する。
- (5) 再提出後の請求書に受領印を押印して受領日を明らかにする。
- (6) 支出決定決議には①当初提出された請求書、②再提出された請求書を添付する。
- (7) 契約の相手方が再提出に応じない又は再提出に応じる見込みがない等、やむを得ない場合には、検査確認完了後、当初提出された請求書の受領印付近の余白に「●/● 受理」等と付記し、検査確認後の正式な受理日を明らかにした上、支出決定決議を行う。
- (8) 計算証明規則2条2号にいう証拠書類には①及び②をすべて添付し(請求書が再提出されなかった場合は①のみを添付する。)、その写しを支出決定決議書の写しとともに保存することとする。

2 検査確認完了後に請求書が郵便提出された場合

- (1) 裁判所の受領年月日を明確にするため、受領印を押印する。
- (2) 請求年月日が空欄の場合、相手方に対し、速やかに請求年月日(郵送の場合は原則として請求書発送日となるが、相手方との調整により(1)の請求書受領日とすることも差し支えない。)を記載した新たな請求書をファクシミリにより送信するよう指示し、併せて原本を提出するよう即日指示する。

なお、指示の際は、請求書発送日が検査確認完了日より前の日付にならないよう留意する。

- (3) 再提出を指示したことを明らかにするため、受領印付近の余白に「●/● 再提出

指示」等と付記しておく。

- (4) ファクシミリ送信された請求書について請求年月日を確認し、受領印を押印する。なお不備があれば速やかに契約の相手方に連絡を取り、正しい請求年月日を記載するよう指示する。
 - (5) 請求年月日を記載した新たな請求書の原本を受領したら、受領印を押印して受領日を明らかにする。
 - (6) 支出決定決議には原則として①当初提出された請求書、②ファクシミリ送信された請求書、③ファクシミリ送信された請求書の原本を添付するが、支払期限の都合でやむを得ない場合には①及び②により支出決定決議を行い、おつて③を添付する。
 - (7) 契約の相手方が再提出に応じない又は再提出に応じる見込みがない等、やむを得ない場合には、支出決定決議には当初提出された請求書を添付する。
 - (8) 計算証明規則2条2号にいう証拠書類には①ないし③をすべて添付し(請求書が再提出されなかった場合は①のみを添付する。)、その写しを支出決定決議書の写しとともに保存することとする。
- #### 3 遅延防止法の約定期間は次の日から起算する。
- (1) 検査確認完了前に請求書が郵便提出された場合について
 - ア 請求書が再提出された場合
 - (7) 遅延防止法6条1項及び4条2号により対価の支払の時期を書面により明らかにしている場合は再提出された請求書の受領年月日
 - (イ) 対価の支払の時期を書面により明らかにせず、遅延防止法10条による場合は、補正により明らかにされた請求年月日
 - イ 請求書が再提出されない場合
対価の支払の時期を書面により明らかにしているかどうかにかかわらず、検査確認完了年月日
 - (2) 検査確認完了後に請求書が郵便提出された場合について
 - ア 請求書が再提出された場合
 - (7) 遅延防止法6条1項及び4条2号により対価の支払の時期を書面により明らかにしている場合は当初提出された請求書の受領年月日
 - (イ) 対価の支払の時期を書面により明らかにせず、遅延防止法10条による場合は、補正により明らかにされた請求年月日
 - イ 請求書が再提出されない場合
対価の支払の時期を書面により明らかにしているかどうかにかかわらず、当初提出された請求書の受領年月日

(別紙)

		平成24年5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
検査確認完了前に請求書が郵便提出された場合	再提出された場合	請求書① 請求書 平成年月日 検査確認前受領 5/2再提出指示 24.5.2 受領日を押印・検査確認前受領の旨を付記 即日再提出指示						検査確認完了通知	請求書② 請求書 平成24年5月7日 24.5.7 受領日を押印 ・遅延防止法の約定期間は → 同法6条1項、4条2号の場合は5月8日が起算日 → 同法10条の場合は5月7日が起算日(請求書発送日付)				
	再提出されない場合	請求書① 請求書 平成年月日 検査確認前受領 5/2再提出指示 24.5.2 受領日を押印・検査確認前受領の旨を付記 即日再提出指示						請求書 平成年月日 検査確認前受領 5/2再提出指示 5/7受領 24.5.2 付記追加 受理日は検査確認日とする。	・遅延防止法の約定期間は5月7日が起算日(検査確認完了日)				
※ 支出決定決議には原則として①、②の請求書を添付するが、再提出がされない場合は①の請求書を添付する。 ※ 証拠書類としては原則として①、②の請求書を提出するが、再提出がされない場合は①の請求書を提出する。 ※ 検査確認の付記は、再提出がされた場合、再提出がされない場合のいずれの場合も①の請求書に付記する。													
検査確認完了後に請求書が郵便提出された場合	再提出された場合	・遅延防止法の約定期間は → 同法6条1項、4条2号の場合は5月8日が起算日 → 同法10条の場合は5月7日が起算日(請求書発送日付)						検査確認完了通知	請求書① 請求書 平成年月日 5/8再提出指示 24.5.8 受領日を押印 即日再提出指示 再提出 請求書②(FAX) 請求書 平成24年5月7日 FAX 24.5.8 受領日を押印 請求書③(FAX原本) 請求書 平成24年5月7日 24.5.11 受領日を押印				
	再提出されない場合	・遅延防止法の約定期間は5月8日が起算日						検査確認完了通知	請求書① 請求書 平成年月日 5/8再提出指示 24.5.8 受領日を押印 即日再提出指示 再提出なし 請求書 平成年月日 5/8再提出指示 24.5.8				
※ 支出決定決議には原則として①～③の請求書を添付する。支払期限の都合で③の請求書を持っていない場合は、①及び②を添付し、おつて③を添付する。再提出がされない場合は①の請求書を添付する。 ※ 証拠書類としては原則として①～③の請求書を提出するが、再提出されない場合は①の請求書を提出する。 ※ 検査確認の付記は、再提出がされた場合、再提出がされない場合のいずれの場合も①の請求書に付記する。													